

三重とこわか国体競技会における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に、三重とこわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインでは、競技会における各主体の役割分担や競技会の参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において、実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめており、対策を検討するにあたっての「判断の基準」として活用していただくことを想定しています。
- ※ 参加者においては、大会の成功を担う一員であることを自覚し、自らと他の参加者を新型コロナウイルスの感染から守るため、本ガイドライン等に定める感染防止対策を遵守するとともに、体調管理に最大限の注意を払ってください。
- また、大会参加日の 14 日前時点から会場地を出るまでの間、多数が集まるイベントへの参加（大会の開・閉会式や競技会を除く）や会食を原則避け、各自で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動をとってください。
- ※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、隨時、必要な改正を行っていきます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

【第1版】 令和2年11月19日
【第2版】 令和3年3月18日
【第3版】 令和3年6月7日
【第4版】 令和3年8月6日

1 目的

本ガイドラインは、三重とこわか国体の競技会開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツを対象とする。

3 役割分担

(1) 県実行委員会

- ①本ガイドラインを作成し、関係者へガイドラインの周知を行う。
- ②競技会開始日以前及び競技会実施日における、参加可否について、別途、「三重とこわか国体・三重とこわか大会における参加条件」（以下、「参加条件」とする。）を定める。
- ③参加者に体調不良があった場合の対応について、別途、「三重とこわか国体・三重とこわか大会体調不良者対応マニュアル」を定める。

(2) 市町実行委員会

- ①参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。
- ②本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- ③競技会開始日以前及び競技会実施日における、参加可否については、別途定める参加条件による。
- ④競技会場（又は練習会場）の受付において、参加者の検温を実施するとともに、体温・体調記録アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下、「体調管理アプリ」とする。）の提示画面又は体調管理チェックシートの確認を行い、感染疑い者と判断した場合は、当該参加者の体調管理チェックシートを保管し、保管期間終了後は廃棄する。

(3) 競技団体

- ①参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行う。
- ②各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- ③競技会開始日以前及び競技会実施日における、参加可否については、別途定める参加条件による。

④競技会場（又は練習会場）の受付における体調管理アプリ又は体調管理チェックシート（選手団分）の確認について、市町実行委員会と協力して実施すること。

（4）選手団

①参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行う。

②競技会開始日以前及び競技会実施日における、参加可否については、別途定める参加条件による。

（5）その他（共通事項）

①参加者のPCR検査の実施については、別途定める参加条件による。

②参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び三重県の「安心みえるLINE」を活用することが望ましい。

③県実行委員会、市町実行委員会、競技団体は競技補助員・競技会補助員として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努めること。

4 参加者において遵守すべき事項

（1）選手・監督（チームスタッフを含む）

①体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、大会参加日（※）の14日前からの健康状態を確認すること。（※三重県外の者は「来県日」、三重県内の者は「公式練習等を含む大会参加初日」、以下（2）～（6）の参加者も同様）

②期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。

③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。

④観覧は、指定されたエリアのみで行い、一般観客席には立ち入らないこと。

⑤期間中は、原則、競技会場、練習会場、宿泊施設以外の場所には立ち寄らないこと。ただし、宿泊施設で食事の提供がない場合等、やむを得ない理由による飲食店等の利用は除く。

⑥会場内での飲食時は、明示された場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用すること。

⑦観客との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。

⑧競技中以外は、原則としてマスクを着用すること。

⑨大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。

（2）競技役員・競技補助員

①体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。

②期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。

- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④競技役員は、期間中、原則、競技会場、練習会場、宿泊施設以外の場所には立ち寄らないこと。ただし、宿泊施設で食事の提供がない場合等、やむを得ない理由による飲食店等の利用は除く。
- ⑤会場内での飲食時は、明示された場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- ⑥会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑦大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。

(3) 競技会役員、競技会係員（市町職員）、競技会補助員、ボランティア

- ①体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④会場内での飲食時は、明示された場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑥大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。

(4) 報道員

- ①体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②取材は事前申請とし、取材日ごと、会場ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- ③期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ④入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ⑤会場内での飲食時は、明示された場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- ⑥取材人数は、出来る限り少なくすること。
- ⑦囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施すること。また、指定された場所以外では取材・インタビューを行わないこと。
- ⑧会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑨大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。

(5) 視察員

- ①体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②視察は事前申請とし、市町実行委員会が定める手続き等に従うこと。
- ③視察は感染防止の観点から、必要最小限の人数とすること。
- ④期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートに記録したうえで、入場時に受付で提示すること。
- ⑤入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ⑥会場内での飲食時は、明示された場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- ⑦会場内では、指定された場所のみで視察を行うこと。
- ⑧会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑨大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。

(6) 会場設営・売店事業者等

- ①体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより、大会参加日の14日前からの健康状態を確認すること。
- ②期間中は毎日検温を実施し、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートに記録したうえで入場時に受付で提示すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④会場内での飲食時は、明示された場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑥大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、体調管理アプリ又は体調管理チェックシートにより健康状態を確認すること。

(7) 観客

- ①以下の（ア）～（カ）のいずれかに該当する場合には来場しないこと。
 - (ア) 大会参加日の14日前から当日までに以下（I）～（IV）いずれかに該当
 - (I) 体温37.5℃以上または発熱症状の自覚がある
 - (II) 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、体が重い、疲れやすいなどの症状がある
 - (III) 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛などの症状がある
 - (IV) 味覚や嗅覚の異常がある
 - (イ) 新型コロナウイルスに感染し、医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない
 - (ウ) 濃厚接触者として自宅待機中
 - (エ) 家族等の同居者が濃厚接触者として自宅待機中
 - (オ) 家族等の同居者に（ア）の（I）～（IV）いずれかの体調不良がある場合
 - (カ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされてい

- る国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- ②氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力すること。
- ③入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ④会場内での飲食時は、明示された場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用すること。
- ⑤会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑥飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
- (ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
- (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
- (ウ) タオル、フラッグ等を振り回す
- (エ) ハイタッチ、肩組み
- ⑦選手との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。

5 会場内において実施すべき事項（市町実行委員会及び競技団体において実施）

(1) 全般

- ①会場内は、参加者（選手・監督、観客、報道員など）のカテゴリーが混合しないよう、ゾーニングを行うこと。
- ②飲食時は、明示した場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用するよう、参加者に対して、周知・徹底すること。

(2) 競技エリア

- ①競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(3) 受付等

- ①受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ②人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、又はフェイスシールド等を準備し、対応すること。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設置等を行うこと。

(4) 手洗い場所・トイレ

- ①手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ②手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- ③トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

(5) 控室・更衣室等の諸室

- ①広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する

等の措置を講じること。

- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(6) 観客席

- ①収容定員の50%以内かつ5,000人を上限とする。
- ②収容定員のない会場は、5,000人を上限とし、人ととの距離を十分に確保する（1m以上）。
- ③仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。
- ④一般の観客席は、選手団用の座席と区分けし、極力離れた場所とすること。
- ⑤可能な限りの感染防止対策を行ったうえで、原則、有観客とするが、競技や競技会場の特性上、観客が密となることを避けられない、又は動線の分離が困難である等の状況が見込まれる場合には、無観客とすることを妨げない。なお、無観客とする場合は、インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。
- ⑥無観客とする場合は、予め、県実行委員会へ協議するものとする。

(7) 取材エリア

- ①会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限すること。
- ②ミックスゾーンは原則、設置しないこととし、設置する場合は柵などで身体的距離を確保し、3密を防ぐこと。
- ③撮影エリアは身体的距離を確保して区切ること。又は設定できる撮影エリア内での身体的距離の確保をカメラマン同士で調整するよう呼びかけること。
- ④マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討すること。

(8) おもてなし、売店、休憩所等

- ①出店（出展）場所には、透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置すること。
- ②出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行うこと。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数に留意し、対面での飲食は避けること。設置する備品（テーブル・椅子等）は定期的に消毒すること。
- ⑤これら①～④の感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止すること。

6 宿泊、輸送

(1)宿泊

(県実行委員会及び市町実行委員会（合同配宿業務）において実施)

- ①配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）」の遵守を依頼する。
- ②宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行う。

(市町実行委員会において実施)

- ①宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について各種案内等により協力依頼を行う。

「宿泊にあたっての留意事項」

ア 基本的な留意事項

- (ア)宿泊者同士の接触ができるだけ避け、身体的距離（できるだけ2mを目標に最低1m）を確保する
- (イ)マスクを着用する
- (ウ)定期的に手洗い・手指消毒を行う

イ 各エリアや場面における留意事項

- (ア)入館時には、手指消毒を行う
- (イ)チェックイン時は、できる限り代表者がまとめてチェックインを行い、宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機する
- (ウ)エレベーターを利用するときは、過密状態にならないようにして乗車する
- (エ)宿泊する部屋では、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する
- (オ)大浴場等における入浴中は、身体的距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える
- (カ)大浴場の休憩室では、対面で会話をしないようにする
- (キ)化粧品・ブラシ等は持参する
- (ク)食事会場では、入場時の手洗い又は手指消毒を行うとともに、食事開始までマスクを着用する
- (ケ)自席での食事中以外（テーブル間の通行や移動等）においてマスクを着用する
- (コ)トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする

(2)輸送

<公共交通機関等における感染予防>

- ①参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

＜計画バス・シャトルバスにおける感染予防＞

(県実行委員会において実施)

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策(バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等)の確実な実践の遵守を依頼すること。

(市町実行委員会において実施)

- ①バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策の確実な実践の遵守を確認すること。
- ②輸送業務に従事する市町職員等は、マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行うこと。また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用すること。
- ③バスの待合所を設置する場合は、手指消毒用アルコールを設置し、バス利用者ができる限りの身体的距離をとるよう協力を求めること。
- ④乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意すること。
- ⑤バスの待合所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底すること。なお、バス車内におけるアナウンスについては、音声や映像の放送、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努めること。
- (ア) マスクを着用する
 - (イ) 会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する
 - (ウ) 乗車時及び再乗車時に手指を消毒する
 - (エ) 車内における飲食をできる限り避ける
 - (オ) ゴミは原則持ち帰る
 - (カ) 降車時、通路に立ち列ができるないよう順次に離席する

7 監督会議、開始式、表彰式（市町実行委員会及び競技団体において実施）

(1) 監督会議

- ①監督会議は、感染防止の観点から、市町実行委員会及び競技団体で協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保など感染防止対策を講じること。

(2) 開始式、表彰式

- ①各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間

短縮など感染防止対策を講じること。

- ②表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。

8 競技会の継続可否判断

競技会当日に感染（疑い）者が発生した場合の競技会の継続可否の判断は、以下のとおりとする。

（1）選手・監督（チームスタッフを含む）が感染者となった場合

①当該感染者が出場（来場）していた競技会の会場における実施競技・種目を全て中断する。なお、当該感染者の行動歴の確認において、他の競技会の会場との往来が確認された場合は、往来のあった会場の実施競技・種目についても、全て中断する。

②ただし、感染者に関する保健所の調査等を受け、競技団体及び市町実行委員会で協議し、再開可能と判断した場合は、再開できるものとし、協議結果を県実行委員会へ報告すること。

③報告を受け、県実行委員会は、スポーツ庁及び日本スポーツ協会と協議を行い、その結果を市町実行委員会へ通知する。

（2）選手・監督（チームスタッフを含む）が感染疑い者（※）となった場合

①原則、競技会を継続するものとする。ただし、当該感染疑い者がPCR検査を受け、感染が判明した場合は、（1）のとおりとする。

②なお、感染疑い者があった場合の当該都道府県の出場判断については、別途定める参加条件による。

（3）選手・監督（チームスタッフを含む）以外の参加者が感染者となった場合

①原則、当該感染者が来場していた競技会の会場における実施競技・種目を全て中断する。ただし、当該感染者の従事業務等に鑑み、競技会の継続に支障をきたさないことが明らかな場合はこの限りではない。

②中断した場合は、感染者に関する保健所の調査等を受け、競技団体及び市町実行委員会で協議し、再開可能と判断した場合は、再開できるものとし、協議結果を県実行委員会へ報告すること。

③報告を受け、県実行委員会は、スポーツ庁及び日本スポーツ協会と協議を行い、その結果を市町実行委員会へ通知する。

（4）選手・監督（チームスタッフを含む）以外の参加者が感染疑い者となった場合

①原則、競技会を継続するものとする。ただし、当該感染疑い者がPCR検査を受け、感染が判明した場合は、（3）のとおりとする。

（※）「感染疑い者」とは、発熱（37.5℃以上）又は体調管理チェックシートの「健康状態」欄の調査項目に1つでも「あり」に該当した者をいう。

9　その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、隨時改正を行う。